

とんだぼやし認定調査通信（1号）



この特記事項の内容についてどう考えますか？

5-5. 買い物（介助の方法） 【判断に迷う特記事項の例】

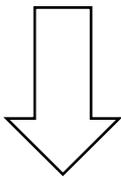
スーパーまで行くことが大変なため、買い物は夫が車で連れていってくれる。「選択 一部介助」

【定義】(調査員テキストより)

「買い物」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。
ここでいう「買い物」とは食材、消耗品等の日用品を選び（必要な場合は陳列棚から商品を取り）、代金を支払うことである。

【判断に迷う点(気になる点)】

商品の選択や支払いは自分でしているのかどうか？



一緒に買い物に行っているから「一部介助」って判断してないですか？

POINT !

「買い物」の行為とは、食材、消耗品等の日用品を選び（必要な場合は陳列棚から商品を取り）、代金を支払うこと。店舗等までの移動、及び店舗内での移動については含みません。
つまり、夫と一緒に買い物に行っており、商品の選択や支払いに介助をしていれば「一部介助」ですが、移動や荷物を運ぶのみの手伝いなら「介助されていない」となります。

【わかりやすい特記事項の例】(一部介助の場合)

夫が車で買い物に連れて行ってくれる。また、本人が商品の選択と支払いを行い、夫が陳列棚から商品を取っている。



読み手に伝わりやすい特記事項の記入にご協力をお願いします。

※市町村によって解釈に違いがある場合もありますので、ご注意ください。